

特集：北朝鮮帰国事業裁判判決



(写真：2022/03/23 北朝鮮帰国事業裁判判決 東京地裁前)

目次

北朝鮮帰国事業裁判の判決要旨 … 2	連れ去り行為のない誘拐はない。誘拐は留置拘束を必ず伴う。北朝鮮 帰国事業の核心理解のために ー東京地裁判決が見誤ったことー 北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会 理事 山田文明 … 5
「敗訴も大きな成果 北朝鮮主導・虚偽宣伝の勧誘行為と 認定 3・23 北朝鮮帰国事業裁判判決の報告集会 北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会 代表理事 佐伯浩明 … 8	原告の訴え全面的に認め、自己決定権侵害を認定 北朝鮮帰国事業裁判の判決が示す希望 寄稿：ニューヨーク州弁護士・白木敦士 … 10
人権侵害阻止のため北朝鮮政府に責任を取らせる高裁判断を期待人道 の罪認定した『国連北朝鮮人権状況報告書』の重み 寄稿 国際人権 NGO ヒューマン・ライツ・ウォッチ日本代表 土井香苗 … 11	帰国記念植樹の梅の木が語る帰国事業の光と影 3・19 北朝鮮帰国事業を偲ぶ会開催 北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会 代表理事 佐伯浩明 … 12
池明観先生の思い出 法政大学国際文化学部教授・北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会 理事 高柳俊男 … 13	池明観先生から褒められたこと 北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会 理事 小川晴久 … 14
アジア自由と人権ニュース … 15	関東活動報告 / 関西活動報告 … 19
NPO 法人 北朝鮮の生命と人権を守る会年次総会と講演会のお知らせ … 20	

北朝鮮帰国事業裁判の判決要旨

(編集部の責任で注をつけています)

判決要旨

1 判決日、時間、法廷:令和 4 年 3 月 23 日午後 3 時
103 号法廷

2 事件番号:平成 30 年(ワ)第26750号 北朝鮮帰国事業損害賠償請求事件

3 担当部及び裁判官:民事 5 部 五十嵐章裕(裁判長)、
崇島誠二、中根佑一郎

4 当事者:原告 川崎栄子、榊原洋子、高政美、齋藤博子、
石川学 被告 朝鮮民主主義人民共和国

5 請求 被告は、原告らに対し、それぞれ1億円及びこれに対する令和3年 9 月 29 日から各支払済まで年 5 分の割合による金員を支払え。※原告一人当たり 1 億円、総額 5 億円の支払いを求めるもの。

6 主文:(1) 本件訴えのうち別紙訴え却下目録記載部分に係る訴えをいずれも却下する。

(2) 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

7 事実及び理由の要旨

(1)事案の概要

昭和 34 年から昭和 59 年までの間に、本邦に居住していた在日朝鮮人及びその配偶者らを対象として、朝鮮民主主義人民共和国(以下、地域として称する場合には単に「北朝鮮」ということがある)への集団帰国を推進する、いわゆる北朝鮮帰国事業(以下、「帰国事業」という)への集団帰国が実施された。

本件は、①原告らが、被告は、帰国事業において北朝鮮が地上の楽園であるなどと虚偽の宣伝を行って北朝鮮への渡航を勧誘し、それに応じて昭和 35 年から昭和 47 年までに北朝鮮に渡航した原告らを北朝鮮内に留め置いた行為が国家誘拐行為であって原告らの移動の自由などを侵害したものであるなどと主張する(以下「本件不法行為1」という)とともに、②原告川崎が、被告が北朝鮮内に居住する原告川崎の家族が北朝鮮から出国することを妨害し続けている行為が、原告川崎の家族と面会交流する権利を侵害するものであると主張して(以下「本件不法行為2」という)、被告に対し、不法行為に基づき、原告一人当たり慰謝料 1 億円及びこれに対する令和 3 年 9 月 29 日(訴状送達日の翌日)から支払

済まで民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの。以下「改正前民法」という)所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払いを求めた事案である。

(2)主な事実経過

① 昭和 30 年 5 月 25 日 在日朝鮮人総联合会(朝鮮総連)結成 ② 昭和 34 年 8 月 13 日 「日本赤十字社と朝鮮民主主義共和国赤十字会との間における在日朝鮮人の帰還に関する協定」締結

③ 同年 12 月 16 日 第一次帰国者が北朝鮮へ帰国

④ 昭和 35 年 原告川崎 ⑤ 昭和 36 年 原告榊原、原告齋藤 ⑥昭和 38 年 原告高 ⑦昭和 47 年 原告石川一の順で北朝鮮へ帰国

⑧ 昭和 59 年 7 月 25 日 帰国事業に基づく最後の帰国

⑨平成13年 原告齋藤、原告石川、脱北 原告齋藤 日本に入国 ⑩14年 原告石川 日本に入国 ⑪平成 15 年 原告川崎、原告榊原、原告高 脱北 ⑫遅くとも平成 16 年 原告榊原 日本に入国 ⑬ 平成 17 年 原告川崎、原告高 日本に入国 ⑭平成 30 年 8 月 20 日 本訴提起

(3)判断を要する点

ア 本件訴えについて日本の裁判所が管轄権を有するか否か

イ 被告がわが国の民事裁判件から免除されるか否か

ウ 本件不法行為1のうち勧誘行為に係る準拠法

エ 本件不法行為1のうち勧誘行為に係る損害賠償請求の可否

(4)判断の要旨

ア 本件訴えについて日本の裁判所が管轄権を有するか否かについて

(ア)総論 民訴法3条の3第8号にいう「不法行為があった地」とは、加害行為そのものが行われた地(以下「加害行為地」という)と加害行為によって惹起された結果が発生した地(以下「結果発生地」という)の双方を含むと解される。

また、日本国内に住所などを有しない被告に対し提起された不法行為に基づく損害賠償請求訴訟につき「不法行為があった地」が日本国内にあるとして日本の裁判所の管轄権を肯定するためには、原則として、被告がした行為によって原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明される必要があると解される。

(イ)不法行為1について

原告らは、被告が、社会主義体制の優位を示すといった政治的目的及び労働力の確保や技術の導入といった経済的目的の下、朝鮮総連と共に又は朝鮮総連を通じて、日本国内において、被告は全ての権利が保障された地上の樂園であるなどと虚偽の勧誘をし(勧誘行為)、原告らをして錯誤に陥らせて北朝鮮へ帰国させ、北朝鮮へ帰国した原告らを留置し(留置行為)、もって原告らの居住場所及びそれらに伴う国家体制を自ら選択する権利を侵害したとして、本件不法行為1が一体の継続的不法行為であると主張する。そして、本件不法行為1が一体の継続的不法行為であると主張する。そして、本件不法行為1の加害行為地は本邦であるから、本件不法行為1に係る訴えの管轄権が日本の裁判所にあると主張する。

(ウ)勧誘行為について

本件不法行為1のうち、勧誘行為については、被告が、朝鮮総連と共に、又は、朝鮮総連を通じて、北朝鮮の状況について事実と異なる宣伝による勧誘を行ったことにより、原告らが北朝鮮の状況について誤信し、北朝鮮に渡航するとの決断をしたという客観的事実関係が認められる。

そして、上記勧誘行為の行為地は、本邦であると認められることからすれば、原告らが、被告に対し、被告が上記勧誘行為に及んだことによって原告らの居住場所及びそれに伴う国家体制を自ら選択する権利を侵害したとして不法行為に基づき損害賠償請求金の支払いを求める訴えについては、日本の裁判所が管轄権を有するといえる。

(エ)留置行為について

a 本件不法行為1のうち、留置行為については、その態様からして当該行為自体の加害行為地及び結果発生地が北朝鮮であるといえるから、民訴法3条の3第8号に基づき日本の裁判所に管轄権が認められるのは、勧誘行為地と一連一体の不法行為とみることができる場合に限られる。

そうであるところ、留置行為は、本邦において行われた勧誘行為の終了後、北朝鮮において約29年ないし43年の長期にわたって継続して行われたものであることから、勧誘行為とは時期及び場所を異にし、その態様も北朝鮮に帰国した原告らを継続的に北朝鮮内に留め置いて原告らの出国の自由に制限を加えるもので、原告らに対して帰国の意思決定を仕向ける行為である勧誘行為とは明らかに異なる。また、被告は、帰国事業による帰国者に限らず、北朝鮮において生活する国民一般の出国を原則として禁止していたと認められるところ、原告らに対する留置行為がかかる被告の国民一般に対してとられていた措置とは異なる性格のものであったことをうかがわせる事情は見当たらない。そして、帰国事業における被告の主要な目的は、社会主義体制の優位性を誇示することや労働力の補充にあったものと認められるところ、その帰国事業も昭和59年に終了していることや、その後の北朝鮮国内外の情勢の変化などに照らすと、原告らに対する留置行為が、帰国事業による帰国を原因として開始したこと

を踏まえても、上記のような帰国事業の目的の下で継続的に行われたものと認めることは困難である。

そうすると、勧誘行為と留置行為とは、時期、場所、態様及び目的を異にしており、これらを一連一体の不法行為とみるべき事情があるということはできず、留置行為については、民訴法3条の3第8号に基づき日本の裁判所に管轄権があるとは認められない。

b なお、原告らは、留置行為について、国際裁判管轄の消極的抵触から生じる裁判の拒絶を回避するために例外的に認められる、いわゆる緊急管轄(注)により、日本の裁判所に管轄権が認められるべきである旨主張する。

《注:「緊急管轄」とは、国際裁判管轄の規律では、わが国の裁判所に管轄権が認められない場合でも、身分関係の確定など原告または申立人の利益を重視して、一定の場合にわが国に管轄権を認めることを指す》

しかしながら、我が国の民訴法上、上記のような場合について、管轄権を有する旨の規定は存在しない。当事者間の衡平などといった条理に従い管轄権の有無を検討するとしても、上記aで説示したところによれば、留置行為は、勧誘行為とは別個の行為であって、被告が自国民一般に対して行った出国制限の一環であると認められ、かつ、留置行為がされた地及びその行為により結果が発生した地のいずれもも北朝鮮であることからすれば、日本の裁判所の管轄権を肯定しなければならない程度に上記行為と本邦との間位に関連性があるということとはできない。このことに加え、事実上、北朝鮮の裁判所において訴えを提起することができない旨の原告らの主張を前提としても、留置行為について、日本以外の裁判所が管轄権を有しないと認めるに足りる証拠もないことからすれば、同行為について、日本の裁判所に管轄権を認めるべき事情があるということとはできない。

よって、この点に係る原告らの主張は採用できない。

したがって、本件不法行為1のうち留置行為に係る訴えは、日本の裁判所が管轄権を有しないから、不適法である。

(オ)本件不法行為2について

原告川崎は、被告が原告川崎の子らに対して出国を妨害し続けるために原告川崎が同人の子らと面会交流する権利が侵害されたのであるから、上記出国妨害行為の結果発生地は、原告川崎の所在地である本邦であると主張する。

民訴法3条の3第8号が「不法行為があった地」を管轄原因とする趣旨からすれば、同号における結果発生地とは、当該不法行為における直接の結果が発生した地をいうと解される。そうであるところ、被告による上記行為は、被告が政策として、北朝鮮内で生活する自国民に対して出国の自由を制限するというものであって、これによって直接侵害されるのは、北朝鮮から出国することができない原告川崎の子らの権利である。被告の出国妨害行為により原告川崎が同人の子らとの面会交流の機会が妨げられているとしても、被告による上記行為の性質に照らせば、それは原告川崎の子らが出国

することができないという結果から派生して生じたものといわざるを得ない。

したがって、原告川崎の所在地である本邦が結果発生地にあたるとすることはできず、本件不法行為2については、民訴法3条の3第8号に基づき日本の裁判所が管轄権を有するとは認められない。

以上に加え、上記(エ)bで説示したとおり、いわゆる緊急管轄を肯定すべきとの主張も採用することができないことからすれば、本件不法行為2に係る訴えは、日本の裁判所が管轄権を有しないから、不適法である。

イ 被告が我が国の民事裁判権から免除されるか否かについて

主権平等の原則が妥当するのは、ある国家を承認した国家と同国家に承認された国家との間においてのみであると考えられること、及び、いわゆる未承認国に対して当然に民事裁判権からの免除を享受するとの国家実行が成立しているとは認められないことに照らせば、外国などに対する我が国の民事裁判権に関する法律2条1号にいう「国」には、未承認国を含まないと解するのが相当である。

よって、被告は、対外国民事裁判権法2条1号にいう「国」に該当しないから、同法4条に基づき我が国の民事裁判権から免除されることはない。

また、他に本件について被告を我が国の民事裁判権から免除すべき事由があるとは認められないから、本件不法行為1のうち勧誘行為に係る訴えについて、被告は、我が国の民事裁判権から免除されない。

ウ 本件不法行為1のうち勧誘行為に係る準拠法について

勧誘行為の結果である原告らの主張に係る自己決定権の侵害という結果は、遅くとも帰国船に乗った時点(昭和35年から昭和47年まで)で確定的に生じたといえることから、法令11条1項により準拠法を決すべきこととなる。

同項は、不法行為によって生ずる債権の成立及び効力について、「其原因タル事実ノ発生シタル地」の法律によると規定する。そうであるところ、上述のとおり、原告らの主張に係る自己決定権の侵害という結果は、遅くとも帰国船に乗った時点で確定的に生じたといえることからすれば、その結果は本邦で発生したといえ、「其原因タル事実ノ発生シタル地」は本邦であると認められる。

したがって勧誘行為については、日本法が準拠法となる。

エ 本件不法行為1のうち勧誘行為に係る損害賠償請求の可否について

(ア)改正前民法724条後段の規定は、不法行為による損害賠償請求権の除斥期間を定めたものであり、不法行為による損害賠償を求める訴えが除斥期間の経過後に提起された場合には、裁判所は、当事者からの主張がなくても、除斥期間の経過により上記請求権が消滅したものと判断すべきである。

もっとも、加害者の行為によって、被害者が20年を経過する前に不法行為に基づく損害賠償請求権をおよそ行使し得ない場合にあって、被害者において同請求権を行使しない事情が解消してから一定の合理的な期間内に同請求権を行使したなど特段の事情があるときは、民法158条1項、160条及び改正前民法161条の法意に照らし、改正前民法724条後段の効果が生じない場合があると解される。

(イ)前期(2)のとおり、被告による勧誘行為から本件訴えの提起までの間には、約46年ないし58年が経過しており、既に改正前民法724条後段所定の期間が経過していることになる。

上記の期間のうち、原告らが北朝鮮に帰国してから同所を脱出するまでの期間においては、勧誘行為の不法行為による損害賠償請求権を行使し得ない状況にあったといえることができる。しかしながら、原告らが本邦に入国してから生活基盤を整えるために必要な期間が経過した後は、原告らが被告に対して損害賠償請求権を行使し得ない状況は解消されたものといえるところ、原告らの本邦への入国から本件訴えの提起までには約13年ないし17年が経過しており、その間に上記損害賠償請求権の行使の可否に影響を及ぼすような事情の変更があったことは伺われないことに照らすと、改正前民法724条後段の効果の発生を妨げる特段の事情があったと認めることはできない。

従って、本件不法行為1のうち勧誘行為に係る損害賠償請求権は、改正前民法724条後段の効果の発生を妨げるとくだんの事情があったとは認めることはできない。

したがって、本件不法行為1のうち勧誘行為に係る損害賠償請求権は、改正前民法724条後段に規定する除斥期間の経過により、当然に消滅した。

(ウ)よって、本件不法行為1のうち勧誘行為に係る請求は、理由がない。

以上

(別紙)

訴え却下目録

1 原告らが、被告に対し、被告が原告らを被告国内に強制的に留置した行為によって原告らの居住場所及びそれに伴う国家体制を自ら選択する権利を侵害したとして不法行為に基づき損害賠償金の支払いを求める訴え。

2 原告川崎栄子が、被告に対し、被告が原告川崎栄子の子らの出国を妨害したことによって原告川崎栄子が同人の子らと面会し交流する権利を侵害したとして不法行為に基づき損害賠償金の支払いを求める訴え。

以上

<一審判決全文／一審判決要旨全文 PDF ファイル>

<https://hrnk.net/kikokujigyosaibanisshinhanketsu/>



連れ去り行為のない誘拐はない。誘拐は留置拘束を必ず伴う。

北朝鮮帰国事業の核心理解のために

—東京地裁判決が見誤ったこと—

北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会 理事 山田文明

1 北朝鮮政府・金正恩を被告にした訴訟

今回の北朝鮮帰国事業(以下「帰国事業」)訴訟では、はじめて主犯である北朝鮮政府・金正恩を被告にしました。これにより、原告が脱北するまでの29年から43年に亘って被告が原告の人生に与えた被害について損害賠償を請求することができました。

過去2回の帰国事業訴訟では、朝鮮総連を被告にし、被告が“北朝鮮は「地上の楽園」だ”と虚偽の説明・説得をして帰国希望者を集め、帰国船に乗り込ませ、北朝鮮に渡航させたことで生じた被害に対し、慰謝料を請求しました。北朝鮮に渡航した結果、帰国者たちは、その後数十年に亘って悲惨な境遇に置かれ、日本に戻ることも許されず、心身ともに多大な被害を受けましたが、この被害は北朝鮮政府に責任があるため、朝鮮総連にその賠償を請求することはできませんでした。

この損害の賠償請求は、北朝鮮政府を被告にした今回の訴訟ではじめて可能になったのです。結果は、残念ながら請求は認められず、敗訴となりましたが、過去2回の訴訟の判決から、大事な点で一歩前進することができました。

2 一歩前進の内容は何か

一歩前進といえる内容は、東京地裁判決が示した以下の5点です。

① 被告が虚偽宣伝で錯誤させて北朝鮮への帰国を決断させたと認定したこと。

「被告(北朝鮮政府)が、朝鮮総連と共に、又は、朝鮮総連を通じて、北朝鮮の状況について事実と異なる宣伝による勧誘を行ったことにより、原告らが北朝鮮の状況について誤信し、北朝鮮に渡航するとの決断をしたという客観的事実関係が認められる」(「判決」46-47頁)

② 被告が北朝鮮において帰国者を北朝鮮内に留置していたと認定したこと。

「証拠 …略… によれば、被告は、帰国事業によって帰国した在日朝鮮人の出国を一貫して禁止しており、これにより、原告らは、北朝鮮に帰国してから北朝鮮を脱出するまでの間、…略… 北朝鮮内に留置されていたことが認められる。」(「判決」47頁)。

③ ①の結果生じた権利侵害の賠償請求について、日本の裁判所で裁くことができると判示したこと。

被告が「勧誘行為に及んだことによって原告らの居住場所及びそれに伴う国家体制を自ら選択する権利を侵害したとして、不法行為に基づき損害賠償金の支払いを求める訴えについては、日本の裁判所が管轄権を有する」(「判決」47頁)。

④ 未承認国である北朝鮮政府には主権免除が適用されず、日本の裁判所で裁くことができると判示したこと。

「対国民民事裁判権法2条1号にいう『国』には、いわゆる未承認国を含まない」「勧誘行為に係る訴えについて、被告は、我が国の民事裁判権から免除されない」(「判決」51頁)。

⑤ 被告が行なった「勧誘行為」は、日本の法によって裁かれると判示したこと。

「勧誘行為については、日本法を準拠法とすべきこととなる」(「判決」52頁)。

上記5点のうち、③裁判管轄、④主権免除、⑤準拠法の3点は法律論上の問題ですが、①虚偽宣伝により錯誤させて北朝鮮への渡航を決断させたこと、および②北朝鮮帰国者から出国の自由を奪い、被告の支配下に長年に亘って留置したことは、帰国事業のなかで実行された実態の認識とその評価の問題であり、①を被告の指揮下で朝鮮総連が、②を直接被告自身が行ったこととして、東京地裁が認定したのです。この二つは、これまでの2回の訴訟ではまったく言及も、判断もされなかったことです。

帰国事業のなかで、壮大な規模で「地上の楽園」の虚像を描いて多くの人々を騙したことが、9万3千余人もの人たちに深刻な被害を与える始まりです。そして、北朝鮮から出国する自由を奪って国内に長期に留置したことで、原告ら帰国者に悲惨な被害を累積させていったのです。この2つの事実を「勧誘行為」と「留置行為」としてであれ、判決が認定したことは大きな意味があります。

帰国事業が進められていた当時、帰国事業を熱心に応援した政党、政治家、各種団体、文化人、ジャーナリストはたくさんいました。それらの中には、今でも「在日朝鮮人の自発的な帰国希望を尊重する人道的立場から帰国事業を支援・応援したのだ」と言い続けている人々もいます。当時の言動をしっかりと検証し、自らの検証結果を公表し、被害者救済のために真に「人道的立場」に相応しい真剣な行動を起こすことを求めます。

3 判決が見誤ったことは何か

一定の前進した判断をしたところもある判決でしたが、帰国事業の事実認識において、また訴状などで原告側が主張した内容の理解について、判決は重大な誤りを犯しています。

被告による不法行為の第一は、国家誘拐行為であり、その内容は

被告が「虚偽の宣伝行為を行い、原告らを含む在日朝鮮人を錯誤に陥らせて、北朝鮮に出国させ、北朝鮮国内において、人が健康に生存するに足る食糧を提供せず、不作為による日常的な虐待を継続したほか、国家に対して抵抗しよ

うとする者を政治犯収容所に送るなどして弾圧し、さらに北朝鮮からの出国を認めないなど自由に往来することも許さず、原告らの基本的人権を包括的に抑圧し続け、かつかかる人権抑圧状況に留め置いた」とことだと訴状で説明しています。

ここで誘拐とは何を意味するのか。広辞苑によると「人をだまして誘い出し連れ去ること」と説明されています。その他「欺く行為や誘惑を手段として、他人の身柄を自己の実力的支配内に移すこと」「人をその意思に反して、従来の生活環境から自己または第三者の支配下に移すこと」などと説明されています。要は、単に「だますこと」「欺くこと」「誘惑すること」だけではなく、それを手段にして「連れ去ること」「自己の実力的支配内に移すこと」「自己または第三者の支配下に移すこと」、すなわち移動させる行為を含むのが誘拐行為です。⑦「騙すこと」、④「連れ去り、自己の支配下に移すこと」、⑦被害者が騙されたことに気づいたところで「拘束・留置すること」の3要素で誘拐は成り立っています。「拘束・留置」は誘拐対象者が「騙された」と気づいたところでソフトパワーまたはハードパワーを用いて実行されます。

原告側が主張する「国家誘拐行為」は、錯誤させ欺罔(ぎもう)して北朝鮮帰国を決意させたこと、つまり騙しただけのことを意味しているのではなく、帰国船に乗せて北朝鮮に行かせたことを意味しているものであり、だから「誘拐行為」なのです。

ところが、原告側のこの主張にたいし、判決は次のように解釈しています。

原告らが国家誘拐行為と主張しているところの「本件不法行為1は、帰国事業における被告の目的を達成するために、当初から一貫した計画の下に、原告らに対し、北朝鮮の内情について虚偽の宣伝をして帰国事業への参加を勧誘し(以下『勧誘行為』ともいう。)、原告らをして被告がいわば『地上の楽園』であるとの錯誤に陥らせ、錯誤に基づき帰国した原告らを強制的に北朝鮮内に留め置いた(以下『留置行為』ともいう。)というものであり、これらは一体性を有する継続的不法行為である」(「判決」5頁、下線は引用者。)というのが原告らの主張だ、と判決は述べています。

また「被告による留置行為は、…略…北朝鮮に帰国した原告らを継続的に北朝鮮内に留め置いて原告らの出国の自由を制限を加えるもので、原告らに対して帰国の意思決定を仕向ける行為である勧誘行為とは明らかに異なる。」(「判決」47頁、下線は引用者。)とも述べています。

判決文の上記の表現で分かるように、原告が一つの「国家誘拐行為」として説明しているものを、判決は被告が日本で行なった「勧誘行為」と北朝鮮国内で行なった「留置行為」との二つの行為のこととして解釈し、被告が錯誤させた帰国者を北朝鮮へ連れ去った行為＝北送を、被告が行った「不法行為」のなかには含めていないのです。「移動させ、自己の支配下に移す」ことがない「勧誘行為」と、その後いつの間にか、何らかの仕方で北朝鮮に渡航していた帰国者に対して行われた「留置行為」があったという解釈であり、この分離理解からは「誘拐行為」はなかったことになります。

それなら東京地裁は原告側がいう「国家誘拐行為」は成立しないことを説明すべきですが、それもしないまま、「勧誘

行為」と「留置行為」の二つのものは「一連一体の継続的不法行為」ではないと述べているのです。

判決は「勧誘行為」を認め、その裁判管轄権と日本法で裁くことを認めています。が、「勧誘行為」が帰国者を錯誤させて帰国船に乗せて北朝鮮へ行かせる「欺罔北送行為」の一部分であることを見ていないのです。

このように、原告側が「国家誘拐行為」と主調したものを、判決は、日本国内での「勧誘行為」と北朝鮮国内での「留置行為」の二つの行為と解釈し、北朝鮮への「連れ去り」を考慮に入れずに帰国事業を判断しました。その結果、帰国意思の決定から後の帰国の申請、帰国の準備(財産処分、持ち帰り品の準備、帰国時期の判断、帰国後にそなえた教育、新潟への移動など)、新潟日赤センターでの最終の意思決定への介入(センターに来てから帰国意思を変更した人に、センター内に自由に出入りしていた朝鮮総連の担当幹部が、「教養活動」と称して帰国を説得し、時には策を弄して乗船させていったことなど)、そしてセンターから新潟港へ移動して帰国船に乗りこませるまで、実質的に被告が朝鮮総連を使って取り仕切った「連れ去り＝北送行為」は、「判決」の視野から欠落、あるいは除外されているのです。

その結果、日本国内で行った被告の「欺罔北送行為」を、「判決」は「騙した」だけの「勧誘行為」と見なしてしまったのです。

4 帰国事業の中の人権侵害の正確な理解のために

被告が行った「国家誘拐行為」は連続する二つの局面から成立しています。はじめの不法行為は、北朝鮮の実情について虚偽の宣伝を行い北朝鮮への渡航を勧誘し、誤信して渡航を決断した人を帰国船に乗り込ませて渡航させた「欺罔北送行為」であり、それに続く不法行為は被告が帰国者の移動の自由を奪い、北朝鮮へ移動させ、出国を許さず、同国内に留め置き、脱北するまでの間に心身と人生そのものに被害を累積させた「北送・留置行為」です。この区分は一つの誘拐行為過程を、日本の主権が行使される領域で、被告が朝鮮総連を前面にたてて実行した部分(新潟港で被告が配船した帰国船に乗り込ませるまで)と、帰国者を日本の主権がおよばなくなる帰国船に乗り込ませた後に被告が前面に出て直接実行した部分との、誘拐行為過程の実際の在り様に則した区分です。

最初の不法行為である「欺罔北送行為」の始まりは虚偽の宣伝によって帰国を勧誘し始めたときであり、その終了は新潟港で帰国船に乗り込ませたときです。それにつづく不法行為である「北送・留置行為」の始まりは帰国船に乗り込ませたときであり、その終了は原告が脱北したときです。帰国船に乗り込んだときから、帰国者は被告の支配下に入ったことになります。なお「連れ去り行為」は、乗船させるよりも前に、帰国者を居住地から新潟日赤センターへ移動させだしたときに始まったと判断できます。

原告側が主張する「国家誘拐行為」である「欺罔北送行為」と「北送・留置行為」を、判決は、「連れ去り行為」のない「勧誘行為」と、「連れ去り行為」のない「留置行為」の二つに分けて捉えたため、この二つは時期、場所、態様、目的を異にしているから、「一連一体の不法行為」とは言えないと主張

しました。しかし、実態に則して判断すれば、「欺罔北送行為」と「北送・留置行為」は、帰国者を新潟港において帰国船に乗り込ませた場面で時期と場所が重なって「誘拐」を完遂しており、目的はもちろん被告が帰国事業を計画した目的そのもので、「一連一体」の基準となる各条件の同一性はすべて成立しているのです。

判決でも「帰国意思の撤回は帰国船に乗る一定時間前までしか許されず、遅くとも帰国船に乗った後は、帰国意思を撤回することができなかつたと認められる。

これらのことからすれば、勧誘行為の結果である原告らの主張に係る自己決定権の侵害は、遅くとも帰国船に乗った時点である昭和35年から昭和47年までに確定的に生じたといえることができる」（「判決」51頁）と述べています。

判決のこの叙述は「自己決定権の侵害」が「確定的に生じた」時点を判断したのですが、「帰国意思の撤回ができなくなり、自己決定権の侵害が、帰国船に乗った時点で確定的に生じた」という判決の判断は、帰国船に乗り込んだこの時点で「騙された」と気づいても「撤回できなくなり」、事実上乗船によって「拘束・留置」が帰国者一般の身の上に生じたことの認定に通じるものです。

態様の同一性については、以下ようになります。

「欺罔北送行為」の最終段階である新潟日赤センターに到着した帰国者の中からも北朝鮮への帰国を取りやめようとする「意思変更者」が何人もありました。朝鮮総連の役員として新潟日赤センター内で帰国者の生活指導に当たっていた張明秀さんの著書『北朝鮮 裏切られた楽土』には「意思変更者」に対して実質的には「拘束・留置」に当たる行為があったことが複数記されています。その一つを紹介します。

北朝鮮への帰国について「動揺している者については家族、または同年輩のしっかりした帰国者に説得させた。多くの場合、この帰国者同士の説得で解決できたが、なかにはそのような説得によっても解決されないケースもあった。そのときは、私の出番である。『両親の立場を考えて船に乗るだけは乗れ。私が船からつれだしてやるから』と騙すのである。

この場合、日赤センター、帰国船への出入りが自由である私の権威をちらつかせ、帰国船に出入りする腕章を持たせることもあった。これで大抵の人は、それを信じて帰国船に乗っていった。帰国船側でも、その事情が事前に知らされていたので特別な処置を講じた」（219頁）ことなどの事例を説明しています。また、アナーキストを自称する老人が帰国の意思を翻し、神戸に帰ると言いだし、なす術がなかったので、「酒に酔わせて帰国船に乗せることにした。…略…ところが出航時間が予定より延期され、出発の時には酔いから覚めてしまいい、埠頭まで乗せてきたバスから逃げたので、帰国集団の幹部たちが「老人を担ぎ上げ、『気の狂った人だ』と帰国船に乗せてしまった」（220-221頁）という。

これらの事例は拉致に相当するもので、帰国意思変更者に対しては、発覚しにくい仕方です日本国内ですでに「拘束・留置」が行われていたことを示しています。

帰国船に乗り込ませた後は、帰国者は直ちに北朝鮮政府の支配下におかれ、「騙された」と気づいても後戻りすることは不可能であり、事実上「留置行為」が始まっているのです。ただし、この時の「留置行為」はまだ潜在的であり、顕在化する

るのは「騙された」と明確に気づき、原状復帰を目指す言動を始めた時です。

帰国者の多くは、すでに帰国船内で不安を覚え始めていますが、北朝鮮の清津港について、その荒涼たる風景と貧困をあらわにした出迎えの人たちを見た時、明確に「騙された」と自覚し、一部の帰国者が原状復帰（清津港で下船を拒否し、新潟へ戻ることを）を要求し始めた時、「留置行為」は顕在化し、下船を拒否した人たちは、北朝鮮の官憲によって拘束され、収容所へ連行されていったのです。原告である高政美さんの兄がまさにこの事例です。また、北朝鮮国内での生活が始まってから、「騙された」と気づき、日本にもどることを希望した人は帰国者全員といって良いでしょう。そして、日本に戻りたいと声をあげ、行動を起こした人たちは、収容所に送られることで「留置行為」は顕在化するのでした。「騙された」と気づきながらも、弾圧を恐れて、許される範囲の言動に抑制していた人たちは、顕在化の緩い、あるいはソフトパワーによる「留置行為」を被っていたのです。

5 除斥期間は経過していない

誘拐は「偽りで錯誤させる行為」と「自己の支配下へ連れ去る行為」と「騙された」と気づかれた時から顕在化する「拘束・留置する行為」とが一体化した犯罪です。「連れ去り」のない「誘拐」がないのと同様に、「拘束・留置」のない「誘拐」もあり得ません。

時期、場所、態様、目的、そしてその立案、指揮実行者が一貫して被告であることなどの同一性から、被告が実行した「国家誘拐行為」は「欺罔北送行為」と「北送・留置行為」という連続局面から成る、新潟港の帰国船を結節点とする「一連一体の継続的不法行為」です。

いや、もっと正確に表現すれば、被告が行ったことは、分析の便宜上2局面、あるいは3局面に分けて検討することができるものではあるが、元来各局面が不可分に連続一体化した行為であり、本質において単一の誘拐行為であるとの判断も成立するのです。

したがって、消滅時効も除斥期間も、その起算点は、原告らに対する「留置行為」が終了した時、すなわち誘拐状態が終了した時であり、それは原告らが脱北した時です。かかる結果、原告らが「訴状」を提出した時には、除斥期間は経過せず、訴えの権利は消滅していないのです。

控訴審では、これらの点を詳しく立証することで、正確な理解と正しい判断を求めたいと思います。

2022年4月18日

「敗訴も大きな成果 北朝鮮主導・虚偽宣伝の勧誘行為と認定 3・23 北朝鮮帰国事業裁判判決の報告集会

北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会 代表理事 佐伯浩明

脱北者の川崎栄子さん、日本人妻の斎藤博子さんから男女5人の帰国者が、帰国事業の主導者の北朝鮮政府を相手取り、計5億円の損害賠償を求めた北朝鮮帰国事業裁判の判決が、さる3月23日に東京地裁103号法廷で開かれた。五十嵐章裕裁判長は「事実と異なる勧誘が行われた時から時間が経ち賠償を求める権利は消滅した」として訴えを退けた。弁護団と原告団は、同地裁内の司法記者クラブで記者会見した後、午後5時過ぎから法曹会館で行われた報告集会に臨み、裁判を支援してきた私たちの「北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会」をはじめとした人権団体の代表らも加わり、判決文について見解と感想を述べた。



(左から2人目が記者会見する福田健二弁護士。右隣から順に原告の川崎栄子さん、斎藤博子さん、石川学さん)

◆苦労重ねた弁護団の自負と無念

裁判の弁護活動を統括した福田健治弁護士は判決について解説した。判決は、北朝鮮が朝鮮総連を使い「北は地上の楽園」と宣伝して在日同胞に帰国をそそのかした「勧誘行為」部分と、「人権侵害」部分一すなわち入国から脱北までの「留め置き」部分に分けて判断を下したが、弁護団は「勧誘と留め置きは一体のもの」と捉えて北朝鮮の責任を追及した。結果は、損害賠償請求権については「日本に帰国してから13年から17年と長い間が経っている。除斥期間は経過し、勧誘行為に係る損害賠償請求権は消滅した。留め置き行為に係る部分は日本の裁判所に管轄権が無く、不適法として却下された」と、敗訴となった背景を説明した。



その一方で、福田弁護士は、今回の判決が評価できる点も指摘した。「一番注目したのは、北朝鮮の人権侵害を裁判できると明言したこと。騙して北朝鮮に連れて行った勧誘行為について、北朝鮮を被告として審理をやるのだと明言した」ことが1点目。2点目は「北朝鮮での生活から脱北に至るまでを詳細に事実認定したこと。勧誘は北朝鮮が主体となって、朝鮮総連を使い、やったのは北朝鮮政府と認定したのは大きな成果」と述べた。

留め置き行為については「『北は十分に計画してプランを練りあげた結果の(勧誘行為との)一体的行為』という我々の主張、訴えにきちんと耳を傾けてくれれば、別の判断ができたのではないかと思う」と述べて、今回の判決に不服である理由も示した。

一方、原告の尋問を担当した崔宏基弁護士は「原告の皆さんは、北の過酷な人権侵害が真実だと聞かせる、客観的な証言を述べられた。今回は20年の時効の壁に阻まれながらも、個々のケースで詰めた結果、人権侵害の救済では大きな成果を挙げられたと思う」と感想を述べた。同じく原告の尋問を担当した林弁護士は、勧誘行為と留め置き行為、北朝鮮政府と朝鮮総連の一体的行為の論理構成を担当した。林弁護士は「弁論記述で勧誘行為と留め置き行為の一体性を認められなかったことはマイナスポイントで申し訳ない。我々の主張について、裁判所が判断を避けてくるのは、十分予測できたが、どこをつぶさに検討したらいいか、もっと考えたい」と述べ、控訴に備える決意を示した。

◆帰国者を日本に返せ! 北朝鮮に法の裁きを一原告団

弁護団に続いて原告団も、判決結果について、それぞれ感想を述べた。石川学さん(63歳)は、「日本の裁判所で起こされ、北朝鮮を相手取って裁判した事実は大事だ。今後、何かしらの活動をしていく原動力となる」と述べた。川崎栄子さん(79歳)さんは、1審敗訴の結果には「ゼロ回答になるとは思いませんでした。裁判官の親や兄弟が被害にあったら(こうした判決が)言えるのか。私は気のすむまで号泣したい。私たち原告団は最後まで踏ん張るが、人間の命には限りがある。2018年8月20日、5人の原告の皆さんが死ぬ思いでここに来了。昨年10月14日の初判決には、高さん、榎原さんは杖ついて裁判に臨んだが、今回、お二人は欠席し、3人

しか裁判に参加できず、齋藤博子さん(77 歳)は歩行が難しくなった。5人の原告の合意で控訴するが早くしてほしい」と原告団高齢化への配慮を求めた。

さらに川崎さんは、自著『日本から「北」に帰った人の物語』や、齋藤博子さんの著書『北朝鮮に嫁いで四十年 ある脱北日本人妻の手記』、在日4世の清水ハン栄治監督の在日同胞の強制収容所体験を取り上げたアニメ作品「トゥルーノース」を紹介して、これを読み、映画を見て北朝鮮社会がいかに酷薄な社会かを知って欲しいと訴えた上で「死んでもかまわない。民主主義を守るために手を差し伸べて下さい。こんなことが有っていいのか。有ってはならない。(北朝鮮は)必ず法律で裁かれなければならない。北朝鮮を崩壊に導く。そう信じて結審の日を心待ちにしていた」と心境を吐露した。

齋藤博子さん(77 歳)は「強力な弁護活動にはいつも感謝しているが、北ではみんな待っている。北は嘘で始まり、悪いことは絶対に言わない。隠し事が多い国だ。日本から帰国したら、食べ物が無い。着るものも無い状態で、前宣伝とは1から10まで全然違っていた。朝鮮に渡った人を一人でも返してほしい。日本人を一人でも返してほしい。日本人妻も在日帰国者も騙されて北に渡ったのだから返すべきだ。日本人拉致被害者も返してほしい」と参加者に訴えた。

◆裁判の意義と人権救済の難しさ説く一人権4団体

「北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会」理事の山田文明前守る会代表は、「判決の結果はある程度予想できた。同時に虚偽宣伝が認められ責任追及ができた。北朝鮮と朝鮮総連は事実と異なることを言い、それを誤信して渡航した客観的事実関係はきちんと判断された。これを基に当時の在り方が正しかったのか否か、日赤と日本政府、他の諸政党、当時で言えば、北の朝鮮労働党と友好関係にあった政党の責任も真剣に問われなければならない。あの帰国事業は何だったのか、北朝鮮と朝鮮総連一体の不法行為を見抜けなかった政党の責任が問われなければならない」と、膨大な人権侵害を生んだ責任の所在を問う必要性も指摘した。

その上で、山田代表は、戦後間もないころ日本から行ったドミニカ移民のケースを紹介して「人々は(宣伝と実態の違いに)抗議して3分の1は日本に帰り、3分の1はブラジルや他に行き、3分の1は残った。またブラジル移民の人々も留め置かれることは無かった。何故北は違ったのか、追及すべき問題は多い」と、今後の課題も指摘した。

また、守る会理事で「NO FENNCE(北朝鮮の強制収容所を失くすアクションの会)」の小川晴久代表は「1961 年 5 月に北に渡って 11 月に脱北し韓国に帰った金幸一さんが書いた

『悪夢 575 日 62 次北送僑胞の脱出記』という手記がある。朝鮮総連で帰国事業に携わった張明秀さんは『38 度線突破!』を書いた。内容は同じだが、是非読んで欲しい。1961 年の段階で虚偽宣伝だと明快に判る。どの段階からひどい国になったのか、私はマルクス主義をまだ捨てていないが、日本共産党や社会党(現社民党)には帰国事業に対する責任がある」と、当時、北朝鮮帰国事業に積極的に取り組んだ政党責任についても言及した。

一方、「北朝鮮難民救援基金」の加藤博代表は「努力された弁護団の方々、原告団の方々にご苦勞様と言いたい。判決を聞いて半分は奇異に感じ、半分は諦めの気持ちだ。成果もあるが、次の段階に行かない限り未来はない。北では人権が無視され、悲しみ、苦しみを救うのは裁判では難しい。ロシアがウクライナに攻め込んだことを見ればわかる。無差別に拷問、殺戮をしている。どっちが悪いかはっきりしている。そういう相手と戦わないと人権は守れない。法律だけでは北に囚われている人々を救うこともできない。人々に脱出の意思がないとできない。脱出した人は全力を挙げて助けたい。国内法に触れても助けるべきだと思う」と、裁判だけでは解決しない北朝鮮の人権侵害救済の難しさを述べた。

最後に「特定失踪者問題調査会」の荒木和博代表は「弁護団の方々はものすごく苦勞されたと思う。外国を被告とした訴訟を裁判所が審理しただけでも大変な意味があったと思う。これから今回の判決をどう使うかである。北朝鮮に対しては私たちの対北放送の中でも『これが民主主義の国の裁判だ。判決がでたら控訴し、再び審理できる』ということを訴えたい。拉致も、騙して連れていった帰国事業も同様のことであり、北の人権問題に取り組む上で、この裁判は重要な意味があると思う」と述べ、敗訴はしたが、判決に至った北朝鮮帰国事業裁判の意義を強調した。



(左から順に、報告集会に臨んだ山田文明北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会前代表、土井香苗ヒューマン・ライツ・ウォッチ日本代表、当会理事の小川晴久ノーフェンス代表、加藤博北朝鮮難民救援基金理事長、荒木和博特定失踪者問題調査会代表の各氏)

原告の訴え全面的に認め、自己決定権侵害を認定 北朝鮮帰国事業裁判の判決が示す希望

寄稿：ニューヨーク州弁護士・白木敦士

東京地方裁判所民事第5部は2022年3月23日、原告団が主張した請求の一部を却下、その他の請求を棄却する判決(以下「本判決」という。)を言い渡した。原告団は、北朝鮮政府に対して、合計5億円の損害賠償金の支払いを命ずる判決を求めていた。本判決は、この請求を退けた点では「敗訴判決」として整理される。原告団はもちろんのこと、全面勝訴を目指して戦ってきた弁護団としても、到底受け入れることができない結果であろう。しかしながら本判決には、これまで果敢に戦ってこられた原告団と、そのサポーターの方々によって勝ち取られた「成果」も多分に含まれている。



裁判官は事実を認定し、その認定事実に対して、法を適用することによって結論を出す。従って判決文は、①事実認定に関する部分(事実認定部分)と、②法適用に関する部分(法適用部分)とに分けることができる。特に本件のような損害賠償請求訴訟においては、②は、原告が主張した法的権利が存在するか否か(②—A)、そうだと、被告による当該法的権利の侵害があったか(②—B)、そうだと、被告の責任を免れさせる法律事由(例えば、消滅時効、除斥期間など)は存在するか(②—C)、に分けることができる。

本判決は、①、②—A、②—Bまで、原告の方々の主張をほぼ全面的に認めた。すなわち、本判決は次のように述べて、被告による虚偽宣伝行為により、原告の方々(およびその背後におられる北朝鮮への渡航者の方々)の自己決定権が侵害されたことを正面から認めた(太字、下線および囲み数字の挿入は筆者)。

「被告が、朝鮮総連と共に、又は、朝鮮総連を通じて、北朝鮮の状況について事実と異なる宣伝による勧誘を行ったことにより、原告らが北朝鮮の状況について誤信し、北朝鮮に帰国するとの決断をしたという客観的事実関係が認められる。」(上記①に対応)

「前記認定事実(1)オによれば、帰国意思の撤回は帰国船に乗る一定時間前までしか許されず、遅くとも帰国船に乗った後は、帰国意思を撤回することができなかったと認められる。」

「このことからすれば、勧誘行為の結果である原告らの主張に係る自己決定権の侵害は、遅くとも帰国船に乗った時点である昭和35年から昭和47年までに確定的に生じたということができる。」(上記②—A、②—Bに対応)

◆事実確定作業は、人権侵害行為に対する責任追及の第一歩

北朝鮮帰国事業は、日本政府の積極的関与があって、初めて実施された悲劇である一方、日本政府によって、その試みが歴史として整理され、記録されるということは現在に至るまでなされていない。日本の司法機関である裁判所が、北朝鮮帰還事業の経緯を詳細に認定し、北朝鮮政府による原告らへの権利侵害が行われたことを明確に認定した点は、日本国の公的機関が、明確に北朝鮮帰国事業による被害実態を認知し、記録した、初めての作業であったといえる。事実の確定作業は、人権侵害行為に対する責任追及の第一歩である。

◆事実認定に貢献した菊池・高柳両氏の学術研究成果

最後に、本判決における詳細な事実認定の基礎には、原告の方々および弁護団による果敢な戦いの成果に加えて、北朝鮮帰還事業に関する緻密な学術研究成果が不可欠であったことを強調したい。判決文の「第4 当裁判所の判断」(21頁以下)では「甲2号」、「甲11号」、「証人高柳」との記載が随所に散見される。このうち前二者は、原告が提出した文書証拠である。「甲2号」は、菊池嘉晃著『北朝鮮帰国事業「壮大な拉致」か「追放か」』(2009年、中公新書)、「甲11号」は、菊池嘉晃著『北朝鮮帰国事業の研究—冷戦下の「移民的帰還」と日朝・日韓関係』(2020年、明石書店)である。いずれも、ジャー

ナリストで早稲田大学地域・地域間研究機構日米研究所招聘研究員の菊池嘉晃氏による、膨大な原資料の分析を通じた緻密な研究成果に基づく。

また、「証人高柳」は、法政大学国際文化学部教授の高柳俊男先生が法廷で述べられた証言そのものである。近現代の日朝関係史の専門家であられる高柳先生の証言は、裁判官らによる、事実上の反対尋問に対する口頭での回答ということもあり、裁判所にとって、「信用性が高い証拠」として位置付けられている。菊池氏、高柳先生のご研究結果は、ご両名の人生をかけての取り組みの成果である。本判決における事実認定は、原告の方々のご努力の成果であるが、必ずしもそれだけに留まらず、学識経験者の方々による日朝交流史研究の卓越した成果無くしては、得られないものであった。

このように見ると、裁判所は、ここまで原告の方々の主張を認めておきながらも、除斥期間を理由に、原告らの訴えを退けてしまったことが悔やまれてならない。川崎さんを始めとする原告の方々は、これまで幾多の絶望を経験されてきた。川崎さんを始めとする原告団は、本判決に対して、控訴をすることを決断されたが、今回の敗訴判決を聞き、ひどく落胆した川崎さんに、「また頑張らしましょう。」と、安易にお伝えするのは、憚られる。本稿を通じ、本判決そのものの成果とともに、本判決が示した希望を語ることを以て、原告団への励ましとできればと思う。

人権侵害阻止のため北朝鮮政府に
責任を取らせる高裁判断を期待
人道の罪認定した
『国連北朝鮮人権状況報告書』の重み

寄稿 国際人権 NGO ヒューマン・ライツ・ウォッチ日本代表 土井香苗



2022年3月23日の東京地裁の判決は、北朝鮮政府による損害賠償金の支払いを認めなかったという意味で大変残念であった。本裁判が日本国内はもちろん、国際的にも大きな注目を集めているという点からも、なおさらに残念であった。北朝鮮で起きている広範な人権侵害については2014年、国連人権理事会が設立した北朝鮮における人権に関する国連調査委員会の最終報告書 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page18_000274.html

8_000274.html 略称・国連北朝鮮 COI 報告書)が、国際犯罪である「人道に対する罪」に該当するという画期的な認定を行った。そのなかで帰国事業についても言及し、「1959年からは、93,000人以上の人々が偽りの約束につられ日本から朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)に移住した……。多くの者は北朝鮮国内の政治犯収容所やその他の拘留施設に入れられた。その中には朝鮮民主主義人民共和国を離れる権利を明確に保証されていた数千人の邦人が含まれていた」としていた。

国連などの国際社会は、人道に対する罪の責任者に対する責任追及(アカウントビリティ)を求め続けている。しかし、北朝鮮国内の司法が機能するはずもなく、被害者に対する法の下での正義を国内で実現することは、現状は不可能である。そこで、北朝鮮国外での責任追及が重要となるが、本訴訟は、北朝鮮国外で遂行されている数少ない責任追及の試みのひとつであることから、世界的な注目も集めている。

本判決は、日本の公的機関として初めて、北朝鮮政府による人権侵害を認めたという意味で大きな意味があるが、それだけではなく、北朝鮮政府に対する損害賠償責任を認めるという形で責任を取らせるべきであった。現在進行形の人権侵害を止めるためにも、そして将来の人権侵害の阻止のためにも、北朝鮮政府に責任を取らせるという高等裁判所の判断を期待したい。

＜北朝鮮における人権に関する

国連調査委員会(COI)最終報告書日本語訳 URL＞



https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page18_000274.html



帰国記念植樹の梅の木が語る帰国事業の光と影

3・19 北朝鮮帰国事業を偲ぶ会開催

北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会 代表理事 佐伯浩明

さる3月19日、63年前に始まった北朝鮮帰国事業で北に渡った9万3000人の在日朝鮮人と日本人同胞の自由往来実現を願い、北朝鮮帰国事業を偲ぶ会合が、新潟市役所隣の白山公園の帰国者が記念植樹をして寄贈した梅の木の前で開かれた(写真右端が主催者の小島治則さん)。

主催者は、北朝鮮帰国者の人権解放運動に尽くされている元新潟県帰国協力会事務局長の小島治則さん。



新潟市では、北朝鮮帰国事業が始まった昭和34年・1959年12月の帰国直前に、北に渡る在日同胞らが、新潟市内の万代橋から新潟港中央ふ頭までの約1.5キロの沿道に植えた柳並木の「ボトナム通り」が有名だが、日本全国で帰国者らは、朝鮮総連の指示もあったが、自分たちが汗水流して働いた思い出の地日本を離れるにあたり「お世話になったお礼に」と地元との交流の思い出にと随所で自主的に記念植樹をした。(「かるめぎ130号」6,7頁参照)

その一つが、今回の会場となった白山公園の3本の梅の木である。1960年3月18日に、新潟港から帰国した第13次帰国船で北朝鮮に渡った新潟市内に住む約20人の帰国者が「お世話になった記念に」と、帰国前の2月に白梅1本、紅梅2本を植えた。

3月19日は例年になく寒さで、梅はまだ1分咲きだったが、当日は、小島さんの他、帰国事業で母親と妹の渡部トミ子さんが北に渡り、トミ子さんが消息不明という同市の斎藤ミヤ子さん、朝鮮近代文学が専門の新潟県立大学名誉教授の波多野節子先生、高句麗の歴史に関心を寄せている詩人の押崎良子さん、アジア自由民主連帯協議会事務局長の三浦小太郎さん、小島さんの支援者の桑原崇さんに、小島さんのお嬢さんと私の計8人。

小島さんは皆に、昭和35年・1960年3月8日付の新潟日報の記事「3月を待つ人 定時制を終え祖国へ」「泣き笑いの四年間 “金日成大学” で史学を」の見出しが躍る、新潟中央高校定時制四年生の金和美さん(当時、18歳)の話

題を取り上げた記事コピーを配った。「私には働きながら学び喜びがあり、希望がある」と語る和美さんは、商店街にある従妹夫婦の飲食店で働いていたが、和美さんは医者になる夢を抱いてこの第13次船で、家族とともに北朝鮮に渡ったが、その際、「卒業にあたり、2本の梅の木を母校と新潟への感謝を込めて記念に植えたい」と学校に申し出て植樹された。

同校に植えた梅の木は今も健在だが、和美さんは、平壤の医科専門学校に入れたが、何故か途中退学させられ、中朝国境の町・新義州に移された。従妹ご夫婦は、帰国10年後に多額の金を北朝鮮に寄付して平壤で金和美さんと再開を果たしたが、「豚のエサよりもっと粗末な食事で、和美さんは見る影もなくやせ、後10日持つかどうかのやつれ様だった」という。

偲ぶ会では、小島さんが用意された短冊に、参加者は思いの言葉を記した。〈在日朝鮮人帰国記念 梅の木三本 1960年2月末に植樹〉と小島さん。〈帰国者 日本人妻の方々が日本に自由往来が認められますように〉と三浦さん。〈梅の香りいつまでも〉と記した短冊も。〈北朝鮮に渡った在日同胞の一日も早いご帰還を心より祈って〉と小生。〈いつの日にか会えます様 梅はこんなに咲いています〉と記された短冊もあった。中には〈東風吹かば にほひおこせよ 梅の花 主なしとて 春を忘るな〉と菅原道真の歌を書かれた方も。

◆帰国者の心境に同調する津軽あいや節

在日朝鮮人同胞にとって、日本は差別で厳しい生活を強いられた地でもあったが、日本人の友と楽しい思い出を刻んだ故郷でもあった。帰国者は「決して私たちが忘れないで欲しい」と、この3本の梅の木に思いを託して寄贈したことだろう。一同は、帰国者のために「日朝間の自由往来の実現」を改めて心に誓った。

白山公園でのささやかな催事が終わった後、一同は、市内の小島家で暖を取りながら、新潟高橋竹山会二代目会主・小林竹育さんが弾く「津軽あいや節」など哀調の帯びた津軽三味線に聞き入り、北で過酷な暮らしを送る在日同胞らの身の上に思いを馳せた。

池明観先生の想い出

法政大学国際文化学部教授・北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会 理事 高柳俊男



(写真:毎日新聞
2022/1/2 池明観さん＝
京都市西京区の日文研で
2005年4月20日、懸尾
公治撮影)

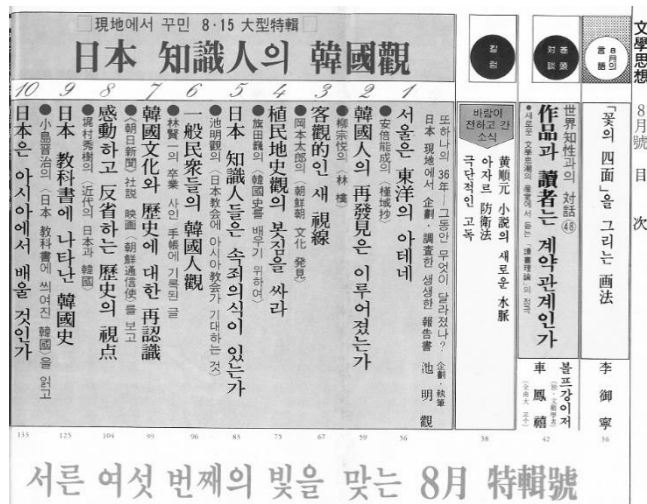
年明け早々、池明観先生(1924年生まれ)の計報が届いた。実はいま編集に従事し、この夏には出版予定のジャーナリスト長沼節夫氏の遺稿追悼文集に、親しかったよしみで一文を寄せていただこうかと思っ
て昨年、事情に詳しい人を介して打診を試みた。結果は、「もう文章が書ける状態ではない」とのことで、やむなく断念したところだった。

池明観先生というと、大学院生として在籍した立教大学で、学部の授業を聴講したことがまず思い浮かぶ。大きな教室で、受講生はかなりいた。先生は歴史家ではないので、未知の史実の発掘を主眼とする内容ではなかったが、既知の歴史的事象のもつ意味を洞察し、キリスト教の立場から解釈しようという姿勢が鮮明だった。朝鮮は極端な両派に分裂し、中間派が育ちにくい精神風土があるとして批判していたが、それは自らの体験に裏打ちされた指摘だったかもしれない。

あるいは、「自分は韓国語で生活していても、いざ抽象的なことを考えようとすると、その瞬間に頭の中の言語コードが日本語に切り替わる」とも述べていた。若い頃に受けた教育はそれほどまでに人間を規定するのかと、肅然としたことを想い出す。

より密接な想い出は、李御寧氏を編集発行人とする雑誌『文学思想』で「日本知識人の韓国観」を特集したいので、手伝ってほしいと頼まれたことだ。過去の歴史に由来して、韓国人の日本人観は総じて手厳しいが、朝鮮を愛し、状況を変えようと努めた日本人もいたことをもっと人々に知らせたい、とのことだった。柳宗悦・安倍能成・旗田巍・梶村秀樹などの人物が取り上げられたが、私はそうした人の朝鮮認識が表れた文章の原文をコピーして、先生に届けることだった。出来上がった1981年8月号は、もちろんいまも私

の書架にある。その後、池先生が日本で創刊した雑誌『歴史批判』にも、請われて小文(梁石日『族譜の果て』の紹介)を寄せたりした。



(写真:雑誌『文学思想』1981年8月号)

1993年、日本で一種の亡命生活に終止符を打ち、韓国に帰国する際には、小川晴久先生から招かれて、東大駒場の生協で開かれた送別会にも参加させていただいた。李恢成氏や富山妙子氏をはじめ、朝鮮関係の著名人が半分、小川先生とその教え子たちが半分の、35人ほどの集まりだった。

日本文化開放やKBS理事長など、帰国後の華々しい活躍の様子は、マスコミ報道で知る程度だったが、話題になった出来事のうち印象的なものが二つある。

一つは、1973年から88年まで岩波書店の雑誌『世界』に「韓国からの通信」を連載した「T・K生」は、自分だと公表したことである、もちろん、彼一人のみの作業ではなく、韓国では報道できない内部事情を伝えるこのレポートが日本で世に出るまでには、情報の提供者、資料の運搬者、そして岩波の担当者など、多くの人々の絶妙な連携があったであろう。私は実は、池明観先生の授業を受け文章を読む中で、「韓国からの通信」との類似性を感じていたので、「やはりそうか」という思いのほうが強かった。

むしろ衝撃的だったのは、郷里である北朝鮮を訪問し、そのあまりの現実に絶望したことである。そのことを『T・K生』のジレンマ』として伝えた『東京新聞』記事(2003年9月15日付)を驚いて読み、その直後、日本教育会館で開かれた講演会にも足を運んだ。先生は、『T・K生』時代の楽観的な歴史観の破

池明観先生から褒められたこと

北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会 理事 小川晴久



(写真:晩年の池明観先生
2021/07/06 韓国の北東
アジア歴史財団提供)

岩波書店月刊誌『世界』
に15年間『韓国からの通信』
をTK生の名で書き続け、
韓国の民主化に貢献し

た池明観氏のことは、今日では余りにも有名で、今年の元旦に97歳で亡くなられた先生を追悼するには、時間と紙面が必要である。1970年代に東京女子大学在職中に7年間池先生と同僚として接して頂き、恐ろしいと思っていた朴正熙の軍事政権時代の韓国に、1978年一年間研究出張できたのも、池先生のアドバイスと依頼が切っ掛けであった。1983年池先生は早稲田大学の隣にある早稲田奉仕園(キリスト教施設)で朝鮮文化講座を開設されたが、当初から企画委員の一人としてお手伝いし、池先生が若手にバトンタッチされた後は、同世代の友人たちとそれを引き継ぎ、今日に至るという歴史もある。

最近、1981年の日記が偶然出てきた。私は日記をつける習慣はないが、珍しくこの年は『当用新日記』というハードカバーの日記帖を購入し、元旦の日からつけていた。パラパラと見ていたら、5月6日の日記の夜遅く池先生から電話をいただいたことが出てきた。そこだけ紹介して追悼に変えることをお許しいただきたい。

「夜十時半頃 池先生から思いがけぬ電話。先日さし上げた拙文『慕華と自尊の間』をよんで下さったという。文章がとっても詩的で美しい/ 全篇に朝鮮に対する愛情とペーソスが流れている/ と絶讃して下さい。大変恐縮したが、テープにでも取っておきたいほど感激してうれしかった。

小生人からほめられることに慣れていないのである。」

この拙文は東京大学教養学部『紀要 比較文化研究』第19輯(1981年3月刊行)に載ったもので、副題は「18世紀朝鮮知識人の中国観」、洪大容という宇宙無限論を展開した人物を描いたものであった。私は1980年4月から職場が東京大学教養学部に移っており、東大に移って最初に書いた拙文であった。1981年4月に刊行されたものの抜き刷りを池先生にお送りし、5月6日夜にゴー読下さり、前記の電話になったのである。私は池先生からシモーヌ・ヴェーユやハンナ・アーレントの存在を教えられ、この二人のユダヤ人女性から大きな影響を受けた。池先生は私の恩師の中でもかなり大きな存在であった。感謝しても足りないくらいの方であった。

「T・K生」のジレンマ



綻を率直に語った。「韓国からの通信」を再度読み返し、反省と懺悔の文を書きたい、そうしないと不正直だとさえ述べた。

(写真:『東京新聞』記事 2003年9月15日付(部分))

鄭敬謨氏の『歴史の不寝番』(藤原書店)には、辛辣な池明観批判が書き連ねてある。また、よく思わない人の体験談を直接聞いたこともある。しかし、自分にとっては、何よりも韓国民主化のために長年尽力し、のち失望を率直に吐露した象徴的な人物であり、あのはにかみを含んだ笑顔と、言葉を丁寧に紡いでいく語り口は、韓国知識人の一典型としていつまでも記憶に残るであろう。

心よりご冥福をお祈り申し上げます。

(本文章は、私のところを事務局に月刊で発行されているミニコミ誌『鐘声通信』506号に掲載された追悼文を、『かるめぎ』用に多少書き直したものです。)

(2022年1月20日以降 日付新しい順)

◆「忍び寄る権威主義が人権の脅威に」 米 국무省報告書、露中を批判

(産経新聞 2022年4月16日付 13(水) 9:42 配信)

【ワシントン＝塩原永久】米 국무省は12日、世界約200カ国・地域を対象にした2021年版の人権報告書を発表した。ロシアや中国などで深刻な人権侵害が続き、「忍び寄る権威主義が人権と民主主義を脅かしている」と警鐘を鳴らした。ブリンケン国務長官は「(人権保護が)国家安全保障に死活的に重要だ」と指摘し、侵害事実の把握や、制裁による対抗策に注力する姿勢を示した。報告書は多数の国で人権がないがしろにされ、民主主義が一部地域で退潮していると危機感を表明。バイデン米政権は「人権を内政と外交の政策の中心に位置づけてきた」と述べ、人権を重視する姿勢を改めて強調した。

ロシアについては「理不尽な」ウクライナ侵攻を批判した。2014年にロシアが併合したウクライナ南部クリミア半島で「人権状況が著しく悪化した」と指摘。ロシア国内でウクライナ人が政治的理由で拘束され、裁判にかけられた例が報告されているとした。またロシアの反体制派指導者、ナワリヌイ氏への2020年の毒殺未遂事件に触れ、事件を実行したとされる露連邦保安局(FSB)が、関与した疑いがある不審死が複数あるとする民間機関などの調査を紹介した。当局の選挙干渉や報道の自由の抑圧も問題視した。

中国については、新疆(しんきょう)ウイグル自治区の少数民族ウイグル族に対する「ジェノサイド(集団殺害)」を引き続き非難。強制収容施設が、学校や工場の跡地を利用して拡張されていると懸念を示した。中国の女子テニス選手だった彭帥さんが、政府高官から性的関係を強要されたと告白した後、消息不明となった問題も取り上げた。

北朝鮮をめぐる深刻な人権侵害が多数あるとして、日本人などの外国人拉致問題を指摘した。ブリンケン氏は記者会見で、権威主義国などの当局が国外で反体制派への攻撃を企てるようになり、「一段と恥知らずになった」と語った。反体制派ジャーナリストが搭乗した航空機をベラルーシが強制着陸させた例や、イラン系米国人記者の拉致をイラン情報機関関係者が米国で計画し、起訴されたケースを挙げた。バイデン政権は、財務省の制裁や人権侵害制裁法「マグニツキー法」を駆使して対抗していく方針だ。ブリンケン氏は対応の前提となる事実確認に向け、人権団体などの外部機関との協力を重視するとした。

◆国連総会、ロシアの人権理事会メンバー資格を停止 決議採択 (ロイター 2022年4月8日 1:43)

〔国連7日ロイター〕国連総会(193カ国)は7日に開いた緊急特別会合で、国連人権理事会におけるロシアのメンバー資格を停止する決議案を採決した。賛成したのは93カ国。24カ国が反対し、58カ国が棄権した。決議は、ウクライナに侵攻したロシア軍による「重大でかつ組織的な人権侵害と乱用」を指摘。「ウクライナにおける人権と人道危機に重大な懸念」を表明するとした。採決には、投票した加盟国のうち3分の2以上の賛成が必要。棄権票は投票とは見なされない。資格停止はまれ。リビアが2011年に当時の最高指導者カダフィ大佐が率いる政権が反政府デモを武力で弾圧したことから資格停止となった。

ロイターが入手した関連文書によると、ロシアは今回の決議案の採決について、賛成票を投じたり棄権した場合には、二国間関係に影響を与える「非友好的な意思表示」と見なすと警告した。採決に先立ち、ウクライナのキスリツァ国連大使は、賛成票を投じれば「人権理事会と世界およびウクライナの多くの命を救うことになるが、反対票を投じれば「引き金を引き、スクリーン上に罪なき人々の血が飛び散ることになる」と述べた。

ロシアのゲンナジー・クズミン国連次席大使は西側諸国が「既存の人権構造を破壊」しようとしていると非難。「やらせや偽情報に基づいた真実ではないロシアへの主張を拒否する」と述べた。採決後には、今回の決議を「不合法かつ政治的動機に基づく措置」とし、ロシアは人権理事会から完全に脱退することを決定したと発表した。これを受け、キスリツァ国連大使は記者団に対し「追放されたあとに脱退することはできない」と述べた。

◆スザンヌ・ショルテさん 文在寅大統領に呼びかけ—在中脱北者受け入れを (NOFENNC vol81 2022年4月号)

アメリカの北朝鮮人権活動家スザンヌ・ショルテさんは、5月10日に任期を終える文在寅韓国大統領に歴史に残る仕事として、中国に拘禁されている数百人の脱北者の受け入れを行うよう求めている。3月24日朝鮮日報が伝えた。ショルテさんだけでなく、1970年代以降の歴代のアメリカ政府に勤めた高官20余名がそれぞれ求めていることを紹介しながら。四つ理由を挙げている。一つはコロナ対策として、北朝鮮は国境を封鎖していて、中国政府は脱北者を北朝鮮に送還できていず、特に脱北女性たちを釈放し、人身売買ブローカーたちのもとに戻している事実がある。二つ目に、韓国は2月の北京冬季オリンピックボイコットに参加していない。三つ目は、中国は北朝鮮のミサイル開発に腹を立てており、韓国への入国を大目に見る可能性あり。四つ目は、文在寅の家族が朝鮮戦争のとき興南港から韓国に避難した10万人の北朝鮮人の一員であった事実。在中国脱北者の中から、将来韓国の大統領が生まれる可能性も指摘して。

◆北朝鮮拉致 救う会埼玉が東京上野で署名活動「絶対諦めない」飯塚繁雄さんの遺志継ぐ

(産経新聞 2022年4月3日付 2日 14:39)

北朝鮮による拉致被害者の即時奪還を求める署名活動が2日、花見客でにぎわう東京・上野であり、主催した支援組織「救う会埼玉」の関係者らが「被害者はもう40年以上、桜を見ることができずにいる。一刻も早い救出へ力添えをお願いしたい」と呼びかけた(写真)。

上野公園近くで行われた活動には、同会などから約40人が参加。拉致被害者の増元のみ子さん(68)＝拉致当時(24)＝の弟、照明さん(66)は「国民の声が大きくなり限り政府は動かない。被害者が日本の美しい風景を見られる日が訪れるよう、署名という形で思いを示してほしい」と訴えた。拉致被害者家族会の前代表で昨年12月に83歳で亡くなった飯塚繁雄さんは、埼玉県内に居を構え、生前は同会の活動にも熱心に姿を見せていた。この日マイクを握った同県の大野元裕知事は「飯塚さんは『絶対に諦めない』と繰り返していた。遺志を継ぎ、必ず被害者を取り戻すべく声を上げ続ける」と述べた。署名した川崎市の主婦、谷素子さん(52)は「子供が2人いるが、突然、家族が離れ離れになる苦しみは想像を絶する。風化させてはいけない問題で小さなことでも協力していきたい」と話した。



◆松野長官「一日も早く帰国実現」 拉致家族会25年 (産経新聞 2022年3月25日(金) 12:59 配信)

松野博一官房長官は25日の記者会見で、北朝鮮による拉致被害者の家族会が平成9年に結成して25年が経過したことに関して「一日も早い拉致被害者の帰国実現に向け、政府が一体となって全力で取り組んでいきたい」と述べた。松野氏は「ご家族からはお会いする機会に、長年にわたる苦しみと悲しみ、何としても結果を出してほしいという切実な思いを直接伺っている」と強調。家族らは北朝鮮への発信強化や、日朝首脳会談の早期実現を求めているが、「岸田文雄首相も拉致問題は内閣の最重要課題であると強く意思を表明している」と述べた。

◆帰国事業「北朝鮮政府」の違法性を一部認定 賠償は認めず 70代脱北者が涙「命足りない」(弁護士ドットコムニュース 2022年3月23日(水) 18:45 配信)

「地上の楽園」などと紹介された帰国事業によって北朝鮮に渡り、のちに脱北した60代～80代の5人が、帰国事業を計画・主導した北朝鮮政府に対して、計5億円(1人につき1億円)の損害賠償を求めた裁判で、東京地裁は3月23日、違法性の一部を認定しながらも、請求を退ける判決を言い渡した。原告代理人によると、北朝鮮政府を相手取った裁判は初めてで、北朝鮮政府の違法性が認定された判決も初めてだという。原告側は控訴する意向だ。17歳から43

年間、北朝鮮で過ごした原告の脱北者・川崎英子さん(70代)は判決後の会見で「早くしないと命が足りない」と涙した。(写真)



◆香港当局、英人権NGOの

国安法違反疑い指摘 英外相は批判 (ロイター 2022年3月15日 2:39)

〔香港14日ロイター〕英国のトラス外相は14日、香港当局が英国を拠点とする人権団体「香港ウォッチ」について、「外国勢力との共謀」で中国が施行した香港国家安全維持法(国安法)に違反する可能性が高いと非難したことを批判した。

同団体の代表者、ベネディクト・ロジャース氏に宛てた10日付の書簡によると、香港警察は同氏と団体が「国家の安全を脅かす犯罪を構成する可能性が高い」コンテンツをウェブサイトに掲載したと疑う合理的な根拠があると指摘。ウェブサイト(www.hongkongwatch.org)のどのような内容を問題視したかは明示していないものの、「香港の政治犯を解放せよ」というタイトルのページを含むスクリーンショットが盛り込まれていた。

ロイターが確認した別の電子メールによると、香港保安局は、香港・中国政府に対して制裁を科すよう外国に働き掛け、香港の問題に「深刻な干渉」をしていると同団体を非難した。

トラス外相はツイッターに投稿した声明文でこの動きを批判。「英国を拠点とするNGO(非政府組織)香港ウォッチに対して取られた不当な措置は、明らかに香港の人権のために立ち上がる人々を黙らせようとするものだ」とした。ロジャース氏は、当局からウェブサイトの削除を要求されたものの、多くの民主運動家が投獄されたり、亡命を余儀なくされたりしている香港の弾圧への認識を高める取り組みを強化すると表明。14日付のニュースリリースで「香港の人権状況を報告しただけで英国に拠点を置くNGOを罰金や収監で脅すこの書簡は香港の国安法がなぜ危険かを例示している」とした。

◆拉致被害者家族会の前代表・飯塚繁雄さんのお別れ会 (読売新聞 2022年03月12日 19:07)

北朝鮮による拉致被害者家族会の前代表で、昨年12月に83歳で亡くなった飯塚繁雄さんのお別れ会が12日、東京都内で開かれた。

拉致被害者家族会の前代表、飯塚繁雄さんのお別れ会であいさつする被害者・田口八重子さんの長男、飯塚耕一郎さん(12日午後、東京都千代田区で)＝岩佐謙撮影拉致被害者家族会の前代表、飯塚繁雄さんのお別れ会であいさつする被害者・田口八重子さんの長男、飯塚耕一郎さん(写真) 飯塚さんは1978年6月



に拉致された田口八重子さん(拉致当時22歳)の兄。横田めぐみさん(同13歳)の父・滋さん(2020年6月に87歳で死去)の後を継ぎ、2007年から家族会の代表として、拉致問題の解決を訴えてきた。

飯塚さんが引き取って育てた田口さんの長男・飯塚耕一郎さん(45)はあいさつの中で、飯塚さんが入院先で「八重子」とメモに書き残していたと明かし、「死ぬ間際まで(田口さんのことが)頭を占めていたのだと思う。再会できなかったことは悔やんでも悔やみきれない。同じような家族をこれ以上増やしてはいけない」と訴えた。

会には岸田首相や菅前首相ら約300人が参列。岸田首相は「飯塚さんの国内外での活動は多くの人の心を動かし、遺志を心に刻み、私の手で拉致問題を解決したい」と述べた。

◆岸田首相、日韓関係改善へ協力確認 拉致・核・ミサイル 次期大統領と電話会談

(JIL.COM 2022年03月11日12時22分)

岸田文雄首相は11日、韓国の尹錫悦次期大統領と電話で約15分間会談し、国交正常化以来最悪とされる日韓関係の改善に向け、協力することを確認した。北朝鮮の拉致・核・ミサイル問題をめぐっても、緊密に連携することで一致。できるだけ早期に対面で会談することを申し合わせた。首相は大統領選勝利への祝意を直接伝えた上で、ウクライナ情勢などを念頭に「国際社会が時代を画するような大きな変化に直面する中、健全な日韓関係は国際秩序を守る上で不可欠だ」と指摘。「日韓関係を発展させていく必要があり、尹氏のリーダーシップに期待する。関係改善のためにともに協力していきたい」と強調した。

これに対し、尹氏は東日本大震災から11年の節目に触れながらお見舞いの言葉を述べた上で、「日韓関係を重視しており、関係改善に向けてともに協力していきたい」と応じた。首相によると、双方が「できるだけ早く対面で対話を行いたい」と述べ合ったという。

◆韓国大統領に野党・尹錫悦氏 大接戦制し5年ぶりの保守政権へ (産経新聞 2022年3月11日付10日10:40)

「国民の力」の尹錫悦氏(聯合＝共同)

【ソウル＝時吉達也】韓国大統領選は10日未明まで開票が行われ、保守系最大野党「国民の力」候補の尹錫悦(ユン・ソンヨル)前検事総長(61)が革新系与党「共に民主党」の李在明(イ・ジェミョン)前京畿道(キョンギド)知事(57)との接戦を制し、当選した。5年ぶりに保守政権が誕生する。中央選挙管理委員会によると、得票率は尹氏が48.56%、李氏が47.83%で、史上最も僅差だった。1987年の民主化以降、政治



経験のない大統領候補者が当選したのは初めて。尹氏は大統領就任後に日韓関係の修復や、日米韓の安保協力の強化を目指す意向を明らかにしている。また、文在寅(ムン・ジェイン)政権の対北融和政策の見直しを明言しており、北朝鮮の核ミサイル問題に対する国際社会の協調態勢にも大きな影響を与えそうだ。

尹氏は朴槿恵(パク・クネ)前政権に対する不正追及捜査で脚光を浴び、文大統領の抜擢で検事総長に登用された。しかし、政権高官への捜査を通じて文政権と対立を深め、「反文在寅」の象徴として政界に転身。保守層や若年男性などで支持を広げた。新大統領は5月10日に就任する。選管は投票率が暫定値で77.1%だったと発表。前回大統領選を0.1ポイント下回った。4,5日に実施された期日前投票では投票率が前回(26.1%)を大きく上回り、過去最高の36.9%に達していた。

◆ウクライナ侵攻 「ロシア即時撤退を」国連決議 141 カ国賛成、5 カ国反対(日経新聞 2022年3月3日 8:09 更新)

【ニューヨーク＝白岩ひおな、吉田主織】国連総会は2日の緊急特別会合(写真)で、ロシアによるウクライナ侵攻に「最も強い言葉で遺憾の意を表す」とする決議を日本や米国など141カ国の賛成多数で採択した。ロシアに対し「軍の即時かつ無条件の撤退」を求めたうえで、ウクライナ東部の親ロシア派支配地域の独立承認の撤回も要請した。ロシアやベラルーシ、シリア、北朝鮮、エリトリアの5カ国が反対し、中国やインドなど35カ国は棄権した。決議は日米など96カ国が共同提案した。緊急特別会合は2月25日の安全保障理事会でロシアが非難決議案に拒否権を発動したことを受けて招集されたもので、安保理の要請による招集は1982年以来40年ぶり。総会決議に法的拘束力はないが、多数の国が結束してロシアの孤立を印象づける狙いがある。棄権は中印のほか、イランやキューバ、カザフスタンなどロシアと関係が深い国やロシアが軍事支援を進めるアフリカ諸国などが並んだ。



賛成した141カ国は、14年にロシアによるクリミア半島への侵攻をめぐり、国連総会で「ロシアによる併合は無効」とする決議が採択された際の100カ国から大幅に増えた。安保理では棄権したアラブ首長国連邦(UAE)も、総会決議では賛成に回った。反対も当時の11カ国から5カ国に減り、棄権も58カ国から35カ国に減少した。侵攻が長期化し、ロシアの攻撃による民間人の被害拡大や核態勢の強化指示などに非難の聲が高まるなか、国際社会の対ロ包囲網が強まったことを示した。

賛成した141カ国は、14年にロシアによるクリミア半島への侵攻をめぐり、国連総会で「ロシアによる併合は無効」とする決議が採択された際の100カ国から大幅に増えた。安保理では棄権したアラブ首長国連邦(UAE)も、総会決議では賛成に回った。反対も当時の11カ国から5カ国に減り、棄権も58カ国から35カ国に減少した。侵攻が長期化し、ロシアの攻撃による民間人の被害拡大や核態勢の強化指示などに非難の聲が高まるなか、国際社会の対ロ包囲網が強まったことを示した。

国連のグテレス事務総長は決議採択後に記者団に対し「国連総会のメッセージは明確だ。ウクライナに対する敵対行為を停止せよ。銃声を静めよ。対話と外交の扉を開け」と訴えた。ウクライナのキスリツァ大使は「国連を信じる理由がウク

ライナの人々にできた。決議の結果はロシアに対する強いメッセージだ」と強調した。

◆ロシア軍、ウクライナ南部上陸 全面侵攻に (産経新聞 2022年2月25日付 24日 13:34)

ロシア軍は24日、ウクライナ南部の黒海に面した港湾都市オデッサや東部ドネツク州マリウポリに上陸し、同国への軍事侵攻を開始した。ロシアメディアの報道として、ロイター通信が伝えた。米CNNテレビによると、黒海に面した同国の港湾都市オデッサでも複数の爆発音が聞かれたという。ウクライナのクレバ外相はロシアが「全面的な侵攻」に踏み切ったと述べた。

◆人権侵害排除へ企業に指針 政府、業界横断型で策定 (JIL.COM 時事通信 2022年02月15日 11時35分)

政府は15日、企業の取引先などによる人権侵害を防ぐための指針を、今年夏をめどに策定すると発表した。萩生田光一経済産業相が同日の閣議後記者会見で、指針策定の検討会を今月にも設置すると表明。商品の製造や流通過程などサプライチェーン(供給網)で強制労働や児童労働がないか検証する方法などを示し、産業界全体を網羅する内容とする。将来的な法制化も含め議論を進める。

人権侵害リスクに、欧米は厳しい対策を講じており、政府として対応が遅れば日本企業が取引相手から排除されかねない。萩生田氏は「日本政府、日本企業が国際標準にのっとった取り組みを行うと国内外に明確に示す」と説明。その上で「今後、国際協調に関する議論なども踏まえ、将来的な法律の策定可能性も含め、さらなる政策対応を検討する」と語った。

◆北朝鮮人権情報センター、北朝鮮人権被害者法律支援本格化 (MBN=韓国の毎日放送 2022年2月17日)

北朝鮮人権被害事例記録を主導してきた北朝鮮人権情報センター(NKDB)は、今後、北朝鮮人権被害者の救済と名誉回復のための法律支援に乗り出す。昨日(16日)午後、ソウル市中区プレスセンター19階で、NKDBは「人権侵害支援センター」発足式を開いた。法律支援担当委員として、判事、検事出身の公益弁護士と北朝鮮人権分野の専門家たちが合流した。センター長のユン・スンヒョン弁護士を中心にハン・ミョンソプ弁護士、チェ・ギンク弁護士、顧問としてイ・チャンヒ前大韓弁護士協会長、ユン・ナムグン元ソウル東部地方裁判所部長判事などが参加した。

「人権侵害支援センター」は、国内外の司法機関を通じて、北朝鮮人権侵害事例に対する告訴・告発・訴訟を進め、事件終結まで全過程を被害者と共に進める方針だ。ユン・スンヒョン北朝鮮人権情報センター長は「慣れ親しんだ故郷を離れ、厳しい人生に立ち向かっている国内脱北民、公安の目を避け不安な生活を続けている中国在住の北朝鮮同胞たちに希望の灯りとなり、彼らの人生を守ることができることを願っています。」と述べた。

◆上海で50代邦人男性拘束 スパイ容疑か—中国 (時事ドットコム 2022年02月17日 11時43分)

【北京時事】中国・上海市で昨年12月、50代の日本人男性が中国当局に拘束されたことが17日、分かった。具体的な拘束理由は不明だが、国家安全当局によりスパイ行為に関与した疑いが持たれているとみられる。日中関係筋が明らかにした。上海の日本総領事館を中心に男性の健康状態など情報収集を進めている。今年は日中国交正常化50周年に当たるが、新たな日本人拘束の判明で両国間にまた一つ懸案が加わった。

2014年に反スパイ法が施行された中国では、15年以降、スパイの疑いなどで少なくとも15人の日本人が拘束された。ただ、この2年余り拘束事例は確認されておらず、19年9月に北京市で拘束され同11月に釈放された北海道大教授以来となる。

◆独立功労者団体「光復会」会長が辞任 横領疑惑で=韓国 (聯合ニュース 2022年02月16日 14:19)

【ソウル聯合ニュース】韓国の独立功労者と遺族でつくる団体、光復会の金元雄(キム・ウォヌン=写真)会長が16日、辞任を表明した。同氏は収益金横領の疑いが持たれている。



金氏はこの日、「会員皆様の誇りと光復会の名誉に累を及ぼしたことをおわび申し上げる」とする文書を聯合ニュースに送り、「人を見る目が無く、監督管理をしつじり、こうした不幸事が起きた。全面的に私の不覚」と釈明した。同氏は自身に関する疑惑を、内部での不正が発覚した元幹部による「メディアへの虚偽の情報提供」と主張しており、文書でも悔しさをにじませた。

先月25日、ケーブル向け総合編成チャンネルのTV朝鮮はこの元幹部の話として、金氏がこの1年間、光復会が国会議事堂内で運営するカフェの収益金を流用してきたとする疑惑を取り上げた。その後、国家報勲処が監査を実施し、今月10日、金氏が収益を私的な用途で使ったという疑惑が一部事実と確認されたと発表。警察に金氏ら関係者の捜査を依頼した。報勲処が国会政務委員会に報告した監査結果によると、不正な資金の使用は7256万5000ウォン(約700万円)に上る。

◆アラブ諸国、ウイグル人拘束 中国に送還 秘密収容所も (産経新聞 2022年2月15日付)

(ウイグル人弾圧への加担が報じられている国)

【ロンドン=板東和正】中国新疆(しんきょう)ウイグル自治区からアラブ諸国に移住したウイグル人が現地で拘束されたり、中



国に強制送還されたりする事案が欧米メディアで相次いで報じられている。中国が経済的につながりの深いアラブ諸国に拘束や送還を要請しているもようだ。欧米メディアや亡命ウイグル人の組織「世界ウイグル会議」の幹部は、アラブ首長国連邦(UAE)に「ブラックサイト」と呼ばれる中国の秘密収容所がある可能性も指摘している。英スカイニュース・テレビは9日、中国の要請によりアラブ諸国で拘束されたり、中国に強制送還されたりしたウイグル人は2001年以降で290人以上にのぼるとの推計を報じた。UAEのほか、エジプト、モロッコ、カタール、サウジアラビア、シリアが中国のウイグル人弾圧に加担していると分析した。

スカイニュースや米CNNテレビによると、UAEに住むウイグル人男性、アーマドさんは2018年2月、ドバイ警察から急な出頭要請を受け、拘束された。アーマドさんは中国に送還される直前、妻に「中国の脅威がUAEの家族にまで及んでいると確信した」と話していたという。ドバイに存在するとされる「ブラックサイト」の目撃情報も報じられている。スカイニュースやAP通信によると、漢民族の女性ウー・ファンさん(当時26)は昨年5月、婚約者が香港の民主化デモを支持してドバイ警察に拘束され3階建て邸宅に連行された。

この邸宅では金属製の扉がある独房のような小さな部屋に押し込まれ、警備員に中国語で「絶対に出不来」と脅された。邸宅に数日間閉じ込められている間、ウイグル人とみられる女性が「中国に帰りたくない、トルコに帰りたい」などと叫んでいるのを聞いたという。英国の人権専門家によれば、この邸宅は、中国が海外でウイグル人を拘束し、尋問するための秘密収容所である可能性がある。英メディアによると、中国はUAEに6千社以上の企業を進出させるなど経済的なつながりが深い。世界ウイグル会議の英国所長、ラヒマ・マフムト氏は産経新聞に「中国政府の意向をくむ一部の国が人命よりも経済的利益を優先し、ウイグル人を拘束している」と指摘。ドバイ以外にも「ブラックサイト」が存在する可能性があるとし「中国による国境を越えた抑圧と支配のシステムが浸透している」と危機感を示した。

新疆ウイグル自治区の広報担当者はスカイニュースに「中国が海外にブラックサイトを設置するのは不可能だ」と否定した。

◆昨年に韓国入りの脱北者63人 前年比72%減 (聯合ニュース 2022.01.20 16:06)

【ソウル聯合ニュース】韓国の統一部によると、昨年韓国入りの脱北者は63人(男性40人、女性23人)で、前年の229人に比べ約72%減少した。2019年(1047人)比では94%減った。昨年は1～3月期に31人、4～6月期に5人、7～9月期に12人、10～12月期に15人の脱北者が韓国入りの。脱北者は通常、北朝鮮の国境を越え、東南アジアや中国など第三国で滞在した後、韓国に入国する。統一部は2年前の新型コロナウイルス発生後、国境封鎖や各国の移動制限などにより韓国への入国が困難になったと推定。

関東活動報告

<2022年>

- 1月21日(金)北朝鮮人権映画祭実行委員会
- 1月26日(水)帰国事業裁判打ち合わせ・福田弁護士
- 2月04日(金)弁護士会議
- 2月07日(月)東京法務局・国籍取得打ち合わせ
- 2月15日(火)産業遺産国民会議・川崎栄子さん・石川学さん
- 2月17日(木)民団中央本部・呂団長
- 2月22日(火)民団中央本部婦人会・劉会長
- 2月27日(日)韓国の自由民主主義を守る会主催デモ
- 3月06日(日)守る会理事会
- 3月19日(土)北朝鮮帰国事業62周年を偲ぶ会・新潟市白山公園
- 3月23日(水)北朝鮮帰国事業裁判判決・東京地裁報告集会・法曹会館(原告団、弁護士、守る会、NO FENCE 北朝鮮難民救援基金、特定失踪者問題調査会)
- 3月25日(金)北朝鮮人権映画祭実行委員会
- 4月07日(木)弁護士会議
- 4月24日(日)守る会理事会
- 4月30日(土)東京緊急集会 デイリーNK ジャパン編集長・高英起氏、世界脱北民連帯日本支部長・木下公勝当会理事

関西活動報告

<2022年>

- 2月26日(土)守る会関西勉強会
- 3月26日(土)守る会関西勉強会
- 4月16日(土)守る会関西勉強会
- 4月23日(土)ウクライナ問題緊急集会 国際政治学者・グレンコ・アンドリー氏、日本ウクライナ文化交流協会会長・小野元裕氏 講演会
- 4月24日(日)守る会理事会

◆NPO 法人 北朝鮮の生命と人権を守る会年次総会と講演会のお知らせ

日時:2022年5月28日(土)午後 1 時～4 時半(予定中)

場所:東京港区芝大門2-10-12 人権ライブラリー多目的ホール

東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 4F

電話番号 03-5777-1919

最寄り駅:JR 山手線・京浜東北線浜松町駅南口から徒歩 8 分。

都営地下鉄三田線芝公園駅 A3 出口徒歩 4 分。

同大江戸線・浅草線大門駅 A3 出口徒歩 5 分。

第1部 (午後1時00分開始)

NPO 法人 北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会総会

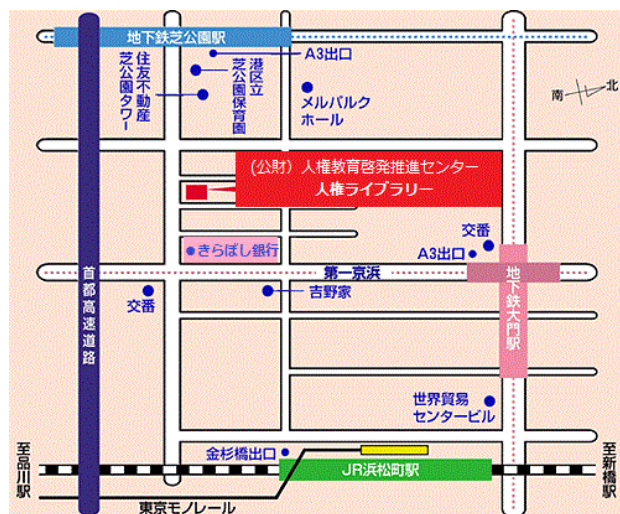
2021 年度の活動実績と 2022 年度の活動予定の

報告。2021 年度会計報告を予定しています。

詳しくは、正会員向けに総会資料と委任状を送付いたします。(非会員の皆様には、総会時の内容を次号にて報告させていただきます)。

会員の皆様からの活発な議論、やりとりを期待しております。積極的なご参加をよろしくお願い申し上げます。

※守る会会員のみの参加となります。



第2部 総会特別講演会 (午後3時00分開始)

演題:「どうしたら北朝鮮を解放できるか」

講師:デイリーNK ジャパン編集長 高英起(コウ・ヨンギ)さん

《プロフィール》 1966年(昭和41年)7月、大阪府生まれ。在日朝鮮人2世のジャーナリスト。

デイリーNK ジャパン編集長。関西大学経済学部卒。

1933年(平成)5年。故李英和氏と共に「救え! 北朝鮮の民衆/緊急行動ネットワーク」(RENK)結成。1998年、延辺大学留学。当時はほとんど知られていなかった脱北者や北朝鮮版ストリートチルドレンのコッチェビの実態を現地より発信。2010年、北朝鮮情報専門サイト「デイリーNK」の東京支局長に就任。2014年に独立し『デイリーNKジャパン』を立ち上げ、編集長として北朝鮮情勢を多角的に発信中。映画や大衆音楽など北朝鮮の芸術文化は高く評価。著書は『コッチェビよ、脱北の河を渡れー中朝国境滞在記ー』(新潮社)、『金正恩 核を持つお坊ちゃまくん、その素顔』(宝島社)など。金正恩総書記の実母・高英姫と同じ一族で、正恩とは遠縁にあたる。



発行: 特定非営利活動法人 北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会

年会費・寄付金 郵便振替口座: 00920-5-139932

(年会費 1口 5000 円、賛助会員 1口 2000 円)

東京本部 〒102-0093 東京都千代田区平河 1 丁目 5 番 7-203

関西支部 〒581-0868 大阪府八尾市西山本町 7-6-5 3階(事務局) TEL/FAX 072-990-2887

ホームページ: <http://hrnk.trycomp.net/index.php>

事務局 eメール: kalmegi@gmail.com

Twitter: <http://twitter.com/hrnk1>

事務局 TEL/FAX: 072-990-2887

Facebook: <http://www.facebook.com/hrnkmemorukai>

Youtube: <http://www.youtube.com/user/kalmegi1>